

今できる家族への思いやり

団体医療保険のご案内

医療保険プラン

がん保険プラン

(疾病補償特約・がん補償特約セット団体総合生活補償保険)

団体傷害保険のご案内

(傷害補償(標準型)特約セット団体総合生活補償保険)

団体割引
10%適用

個人でご加入されるより
保険料が割安です！

ご家族の方も

ご加入いただけます！

ご自身と大切な
ご家族をケガ・病気
からサポート
いたします！



ラクラクお支払い！

お支払いは便利な
給与引去りで手間いらず！

年に一度の
お申込のチャンスをお見逃しなく！

- 加入申込締切日 : 2021年 5月28日 (金)
- 保険期間(ご契約期間) : 2021年6月6日 午後4時から1年間
- 保険料払込方法 : 2021年8月給与から引去り開始(月払・一時払)
- 加入申込票提出先 : 各店所の総務担当者(カミックスに経由されます)

株式会社 上組

お問い合わせ先



株式会社カミックス TEL (078) 271-5206
神戸市中央区浜辺通4-1-11 (上組本社ビル4F)
E-mail : hoken@kamix.com

カミックス福岡営業所 TEL (092) 725-5315
福岡市中央区那の津3-2-10 (上組福岡支店内)

内容に関するお問い合わせはお気軽にどうぞ！

カミックス東京営業所 TEL (03) 3455-1651
東京都港区芝浦3-7-9 (サニープレイス田町ビル3F)

カミックス名古屋営業所 TEL (052) 661-1536
名古屋市港区入船1-2-12 (上組名古屋支店内)

医療保険プラン

入院補償+手術補償に加えて三大疾病の補償が得られます！

<J2Dタイプの場合>

ここがポイント

短期入院も安心！

日帰り入院から補償！

長期入院も安心！

1回の入院365日まで補償！

健康状態の告知でOK！

医師の診査は不要です。

ご本人・ご家族みなさまも！

生後15日から満60才以下の方まで新規加入できます。

お申込みできる方 (申込人)

株式会社上組および関連会社の役員ならびに従業員ご本人

ご加入できる方

(被保険者：補償の対象となる方)

株式会社上組および関連会社の役員ならびに従業員ご本人とそのご家族(新規加入：生後15日以上満60才以下の方)(継続加入：2021年6月6日時点満79才以下の方)

<ご家族の範囲>

- ①ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者の子供、両親、兄弟姉妹(同居・別居は問いません)
- ②上記①以外のご本人の同居の親族(※)
※6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

病気入院

<疾病入院保険金>

病気の治療を目的として入院したとき、1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。

1回の入院につき365日補償



日帰り入院から1日につき
5,000円

病気手術・放射線治療

<疾病手術保険金>
<疾病放射線治療保険金>

病気の治療のため約款所定の手術・放射線治療を受けたとき

入院中の手術 疾病入院保険金日額の10倍

入院中以外の手術 疾病入院保険金日額の5倍

放射線治療 疾病入院保険金日額の10倍

をお支払いします。



入院中の手術
5万円

入院中以外の手術
2.5万円

放射線治療
5万円

病気通院

<疾病通院保険金>

疾病入院保険金が支払われる入院をし、退院後にその病気の治療を目的として通院したとき、1日につき疾病通院保険金日額をお支払いします。

1回の入院につき30日が限度



1日につき
5,000円

病気退院

<疾病退院時一時金>

病気の治療のため、14日以上継続して入院した後、生存して退院したとき、または365日を超えて入院したとき、疾病退院時一時金をお支払いします。



一時金として
5万円

三大疾病

<三大疾病診断見舞金> (注)

がん、急性心筋梗塞、脳卒中により約款所定の状態になったとき、一時金として、お支払いします。



一時金として
150万円

高額な医療費とご家族の生活費のために

(注) 三大疾病診断見舞金について

がん・急性心筋梗塞・脳卒中による三大疾病診断見舞金については保険期間を通じてそれぞれ1回のお支払いに限り、ただし、継続契約である場合、急性心筋梗塞・脳卒中による三大疾病診断見舞金については初年度契約の始期日から通算してそれぞれ1回のお支払いに限り、

■補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

保険金額・保険料表 (保険期間1年・払込方法：月払) 団体割引10%適用

疾病入院保険金支払対象期間：1,095日 疾病入院保険金支払限度日数：365日 免責期間：0日
疾病通院保険金支払対象期間：180日 疾病通院保険金支払限度日数：30日

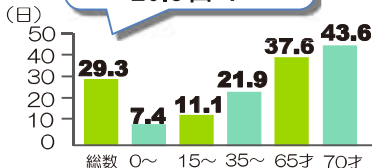
タイプ	J1D	K1D	J2D	K2D	J3D	K3D	
疾病入院保険金日額	3,000円	5,000円	5,000円	7,000円	7,000円	7,000円	
疾病手術 入院中	3万円	5万円	5万円	7万円	7万円	7万円	
保険金額 入院中以外	1.5万円	2.5万円	2.5万円	3.5万円	3.5万円	3.5万円	
疾病放射線治療保険金額	3万円	5万円	5万円	7万円	7万円	7万円	
疾病通院保険金日額	3,000円	5,000円	5,000円	7,000円	7,000円	7,000円	
疾病退院時一時金額	3万円	5万円	5万円	7万円	7万円	7万円	
三大疾病診断保険金額	100万円	—	150万円	—	200万円	—	
2021年6月6日時点の満年齢							
月払保険料							
医療保険プラン	生後15日-4才	1,180円	1,010円	1,940円	1,690円	2,690円	2,360円
	5-9才	510円	340円	810円	560円	1,110円	780円
	10-14才	420円	250円	680円	430円	940円	610円
	15-19才	400円	230円	630円	380円	860円	530円
	20-24才	480円	310円	750円	500円	1,020円	690円
	25-29才	650円	480円	1,070円	820円	1,480円	1,150円
	30-34才	830円	660円	1,350円	1,100円	1,870円	1,540円
	35-39才	960円	650円	1,540円	1,080円	2,120円	1,500円
	40-44才	1,160円	640円	1,860円	1,080円	2,540円	1,500円
	45-49才	1,630円	800円	2,580円	1,340円	3,540円	1,880円
50-54才	2,390円	1,140円	3,780円	1,900円	5,180円	2,670円	
55-59才	3,610円	1,630円	5,690円	2,720円	7,770円	3,810円	
60才	5,600円	2,450円	8,800円	4,080円	12,010円	5,720円	

※ 加入時の年齢は、2021年6月6日時点の満年齢となります。
 ※ 保険料は団体割引10%を適用しています。
 ※ 特定精神障害補償特約が自動セットされます。
 ※ 継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算されますので、ご注意ください。
 ※ 61才以上の方の保険料については、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

入院費用
1日いくら必要か
ご存知ですか？

平均入院日数について

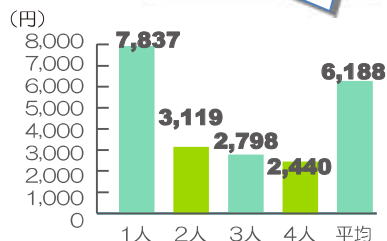
入院した場合の
平均入院日数は
29.3日!



(注) 平均入院日数は、平成29年9月1日~30日の間に退院した患者の在院日数の平均厚生労働省 平成29年「患者調査の概況」より

差額ベッド代の患者負担額の状況

自己負担額の平均は
1日あたり
6,188円!



平成30年11月厚生労働省 第337回中央社会保険医療協議会 総会資料「主な選定療養に係る報告状況」 「平成29年7月1日現在 特別の療養環境の提供1日あたり徴収額」より

がん保険プラン

ここがポイント

がん診断保険金は支払回数制限がありません!
(ただし、保険期間を通じ、1回のお支払いに限ります。)

長期入院も安心!
がんプランは支払日数制限はありません! 日帰り入院から長期入院まで安心!

健康状態の告知でOK!
医師の診査は不要です。

ご本人・ご家族みなさまも!
生後15日から満60才以下の方まで新規加入できます。

お申込みできる方 (申込人)

株式会社上組および関連会社の役員ならびに従業員ご本人

ご加入できる方 (被保険者: 補償の対象となる方)

株式会社上組および関連会社の役員ならびに従業員ご本人とご家族 (新規加入: 生後15日以上満60才以下の方) (継続加入: 2021年6月6日時点満79才以下の方)

<ご家族の範囲>

- ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者の子供、両親、兄弟姉妹 (同居・別居は問いません)
- 上記①以外のご本人の同居の親族 (※) ※ 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

がんの場合、心配は高額な医療費と長期にわたる入院です

<L1Dタイプの場合>

がん診断 <がん診断保険金>	がんと診断確定されたとき、一時金としてがん診断保険金をお支払いします。 2年超経過後の再発もお支払いします	一時金として 100万円
がん入院 <がん入院保険金>	がんと診断確定され入院したとき、1日につきがん入院保険金日額をお支払いします。 日帰り入院から何日でも (無制限)	入院1日目から1日につき 10,000円
がん手術・放射線治療 <がん手術保険金> <がん放射線治療保険金>	がんと診断確定され、治療のため約款所定の手術・放射線治療を受けたとき 入院中の手術 がん入院保険金日額の 10倍 入院中以外の手術 がん入院保険金日額の 5倍 放射線治療 がん入院保険金日額の 10倍 をお支払いします。	入院中の手術 10万円 入院中以外の手術 5万円 放射線治療 10万円
がん退院 <がん退院時一時金>	がんと診断確定され、14日以上継続して入院した後、生存して退院したとき、または365日を超えて入院したとき、一時金をお支払いします。	一時金として 10万円
女性特定がん補償特約	女性特有のがん (乳房、子宮、胎盤、卵巣等のがん) と診断確定されたとき 「特定がん入院保険金」 「特定がん手術保険金」 「特定がん放射線治療保険金」 「乳房治療見舞金」をお支払いします。	下記保険金額・保険料表のタイプL1Dを参照

(注) がん補償について

- ・上皮内新生物も対象となります。
※ 「上皮内新生物」とはがんが粘膜の一番上の上皮内にとどまっている、ごく初期段階のがんのことをいいます。
- ・がんと診断確定された最終の日からその日を含めて2年を経過した後、再度「悪性新生物」または「上皮内新生物」によるお支払い対象に該当した場合にも、保険金をお支払いします。

■補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

保険金額・保険料表 (保険期間1年・払込方法: 月払) 団体割引10%適用

がん入院保険金支払対象期間: 無制限 免責期間: 0日

タイプ	M1D	L1D	M2D	L2D	M3D	L3D	
	(男性・女性)	(女性のみ)	(男性・女性)	(女性のみ)	(男性・女性)	(女性のみ)	
がん診断保険金額	100 万円		150 万円		200 万円		
がん入院保険金日額	10,000 円		15,000 円		20,000 円		
がん手術	10 万円		15 万円		20 万円		
保険金額	5 万円		7.5 万円		10 万円		
がん放射線治療保険金額	10 万円		15 万円		20 万円		
がん退院時一時金額	10 万円		15 万円		20 万円		
女性特定がん補償							
特定がん入院保険金日額	—	10,000円	—	15,000円	—	20,000円	
特定がん手術	—	10 万円	—	15 万円	—	20 万円	
保険金額	—	5 万円	—	7.5 万円	—	10 万円	
特定がん放射線治療保険金額	—	10 万円	—	15 万円	—	20 万円	
乳房治療見舞金額	—	10 万円	—	15 万円	—	20 万円	
2021年6月6日時点の年齢令							
がん保険プラン	月払保険料						
	生後15日-4才	240 円	— 円	350 円	— 円	480 円	— 円
	5-9才	140 円	— 円	200 円	— 円	270 円	— 円
	10-14才	130 円	— 円	190 円	— 円	260 円	— 円
	15-19才	140 円	250 円	210 円	360 円	280 円	490 円
	20-24才	170 円	280 円	250 円	400 円	340 円	550 円
	25-29才	220 円	330 円	320 円	470 円	440 円	650 円
	30-34才	300 円	410 円	460 円	610 円	610 円	820 円
	35-39才	510 円	650 円	770 円	970 円	1,030 円	1,310 円
	40-44才	900 円	1,080 円	1,350 円	1,620 円	1,780 円	2,150 円
	45-49才	1,560 円	1,820 円	2,360 円	2,750 円	3,150 円	3,670 円
50-54才	2,510 円	2,850 円	3,760 円	4,270 円	5,010 円	5,690 円	
55-59才	3,910 円	4,230 円	5,870 円	6,350 円	7,840 円	8,490 円	
60才	5,600 円	5,950 円	8,380 円	8,900 円	11,180 円	11,880 円	

※ 加入時の年齢令は、2021年6月6日時点の満年齢となります。

※ 保険料は団体割引10%を適用しています。

※ 女性特定がん補償特約付きタイプ (L1D・L2D・L3D)に加入できるのは満15才以上の女性のみです。

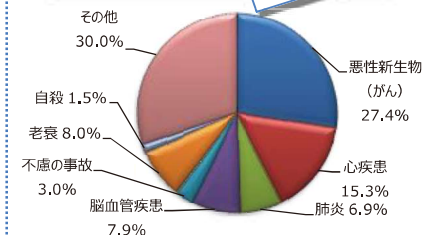
※ 継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算されますので、ご注意ください。

※ 61才以上の方の保険料については、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

“がん”は死因のトップ!

主な死因別死亡数の割合

日本人の死亡原因の第一位は「がん」で死亡原因の約27.4%を占めています。



厚生労働省 平成30年「人口動態統計月報年計 (確定) の概況」より

早期発見

早期治療

生涯でがん罹患する確率は、男性で62%、女性では47%とされていますが、医療技術の進歩により“がん”は治る時代になりました。

ポイントは「早期発見」「早期治療」です。

独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター最新がん統計 (2019年) より

団体傷害保険 (傷害補償 (標準型) 特約セット団体総合生活補償保険)

ここがポイント

その1 国内国外の事故によるケガを補償!
普通傷害型なら24時間さまざまな事故によるケガを国内外問わず補償します!

その2 1日目から補償!
入院・通院とも日帰り、1日目から保険金をお支払いします!

その3 法律上の損害賠償事故も安心! (国内外補償)
国内外補償の日常生活賠償補償をセットできます! (電車等の運行不能は国内のみ)

その4 補償タイプが充実!
補償範囲・家族構成に合わせてタイプをお選びいただけます!

暮らしの安心! このような時にお役に立ちます!

傷害補償

プラス

日常生活賠償補償

(セットタイプをお選びいただけます)

示談交渉サービス付

普通傷害型プラン

交通傷害型プラン

<交通事故危険のみ補償特約セット>

交通事故等によるケガに限定して補償します



国内国外を問わず日常生活中・お仕事中を含む24時間さまざまな事故によるケガを補償します!



本人またはそのご家族が、日本国内外において偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまい、法律上の損害賠償責任を負担することになった場合や、日本国内で被保険者が電車等の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。

※示談交渉サービスとは、引受保険会社が引受保険会社の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービスです。(日本国内で発生した賠償事故に限ります。)

※免責金額: 0円



※上記事例でも、事故状況等により、法律上の損害賠償責任が発生しない場合は保険金お支払いの対象とはなりませんのでご注意ください。

■補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

<自転車での加害事故例>

加害事故例



自転車事故でも被害の大きさにより数千万円の損害賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。この法律上の賠償責任は、未成年といえども責任を免れることはできません。

自転車事故急増中!



判決認容額※	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識がもどらない状態となった(神戸地方裁判所、平成25(2013)年7月4日判決)。
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24才)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った(東京地方裁判所、平成20(2008)年6月5日判決)。
6,779万円	男性が夕方、バットボールを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点進入、横断歩道を横断中の女性(38才)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した(東京地方裁判所、平成15(2003)年9月30日判決)。

※判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。(注)一般社団法人日本損害保険協会「知ってますか?自転車事故の実態と備え」より

保険料表

(払込方法：月払・一時払)

傷害入院保険金支払対象期間：180日 傷害入院保険金支払限度日数：180日
 傷害通院保険金支払対象期間：180日 傷害通院保険金支払限度日数：90日
 免責期間：0日(入院・通院)

補償範囲・家族構成に合わせて、コースを選択ください！

日常生活賠償特約をセットされる場合は、AP9～CP9・DPA・FPAタイプからお選びください。
 ※2口以上ご加入の場合、傷害補償部分が口数倍となります。



<加入限度口数：5口 職種級別：A>

普通傷害型

<傷害補償>タイプ		家族コース		夫婦コース		個人コース	
		A9	B9	C9	G9		
本人	傷害死亡・後遺障害保険金額	200 万円	200 万円	100 万円	1,000 万円		
	傷害入院保険金日額	2,000 円	2,000 円	1,500 円	—		
	傷害手術保険金額	入院中：20,000円 入院中以外：10,000円	—	入院中：15,000円 入院中以外：7,500円	—		
	傷害通院保険金日額	1,200 円	1,200 円	1,000 円	—		
配偶者	傷害死亡・後遺障害保険金額	100 万円	100 万円	—	—		
	傷害入院保険金日額	1,500 円	1,500 円	—	—		
	傷害手術保険金額	入院中：15,000円 入院中以外：7,500円	—	—	—		
	傷害通院保険金日額	1,000 円	1,000 円	—	—		
親族 (1人あたり)	傷害死亡・後遺障害保険金額	95 万円	—	—	—		
	傷害入院保険金日額	800 円	—	—	—		
	傷害手術保険金額	入院中：8,000円 入院中以外：4,000円	—	—	—		
	傷害通院保険金日額	500 円	—	—	—		
1口	月払保険料	1,650 円	1,150 円	500 円	1,120 円		
	一時払保険料	18,010 円	12,560 円	5,560 円	—		

個人コース(G9)に2口以上ご加入の場合のご注意

- ・始期日時時点で、被保険者(補償の対象となる方)の年齢が満15才未満の場合には、本プランは1口しかご加入いただけません。
- ・申込人と被保険者が異なる場合には、被保険者の同意が必要となります。

普通傷害型の職種級別の確認について

- ・保険料は被保険者(補償の対象となる方)ご本人の職種級別によって異なります。職種級別Bの方の保険料については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- ・告知していただいた職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

<傷害補償+日常生活賠償>タイプ		AP9	BP9	CP9
日常生活賠償保険金額(免責金額：0円)		3,000 万円		
1口	月払保険料	1,770 円	1,270 円	620 円
	一時払保険料	19,280 円	13,830 円	6,830 円

職種級別	職業分類
A	<ul style="list-style-type: none"> ●下記B以外の職業従事者 ●主婦・学生・無職者 など
B	<ul style="list-style-type: none"> ●農林業作業者 ●漁業作業者 ●採鉱・採石作業者 ●自動車運転者(助手を含む) ●木・竹・草・つる製品製造作業者 ●建設作業者

交通事故等によるケガに限定して補償します

<加入限度口数：5口>
 交通事故危険のみ補償特約セット

交通傷害型

<傷害補償>タイプ		家族コース		個人コース	
		DA	FA		
本人	傷害死亡・後遺障害保険金額	160 万円	260 万円		
	傷害入院保険金日額	2,300 円	1,600 円		
	傷害手術保険金額	入院中：23,000円 入院中以外：11,500円	入院中：16,000円 入院中以外：8,000円		
	傷害通院保険金日額	1,500 円	1,000 円		
配偶者	傷害死亡・後遺障害保険金額	100 万円	—		
	傷害入院保険金日額	1,500 円	—		
	傷害手術保険金額	入院中：15,000円 入院中以外：7,500円	—		
	傷害通院保険金日額	1,000 円	—		
親族 (1人あたり)	傷害死亡・後遺障害保険金額	70 万円	—		
	傷害入院保険金日額	1,000 円	—		
	傷害手術保険金額	入院中：10,000円 入院中以外：5,000円	—		
	傷害通院保険金日額	500 円	—		
1口	月払保険料	510 円	250 円		
	一時払保険料	5,450 円	2,690 円		

<傷害補償+日常生活賠償>タイプ		DPA	FPA
日常生活賠償保険金額(免責金額：0円)		3,000 万円	
1口	月払保険料	630 円	370 円
	一時払保険料	6,720 円	3,960 円

ご加入の対象者について

お申込みできる方(申込人)

株式会社上組および関連会社の役員
 ならびに従業員ご本人

ご加入できる方

<被保険者(補償の対象となる方)ご本人>

株式会社上組および関連会社
 の役員ならびに従業員ご本人とご家族

<ご家族の範囲>

- ① ご本人の配偶者、ご本人またはその配偶者の子供、両親、兄弟姉妹(同居・別居は問いません)
- ② 上記①以外のご本人と同居の親族(※1)
 ただし、家族・夫婦コースは②の方は被保険者ご本人としてご加入できません。
 ※補償の対象となる方の範囲は下記の表でご確認ください。

被保険者(補償の対象となる方)の範囲

ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。

被保険者	傷害補償			日常生活賠償補償(注)
	家族コース	夫婦コース	個人コース	
ご本人	○	○	○	○
ご本人の配偶者	○	○	—	○
親族*	○	—	—	○

- * ご本人またはその配偶者の同居の親族(※1)または別居の未婚(※2)の子をいいます。
- ※1 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- ※2 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注) 被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

※ 保険料は団体割引10%を適用しています。

ご加入手続きについて

- この保険は株式会社上組を保険契約者とし、株式会社上組および関連会社の役員・従業員を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。
- 契約申込人（加入者）と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。

現在ご加入の方で、今年度も継続の場合

変更等がない場合には加入申込票の「継続する（変更なし）」に○をして、申込日・払込方法による保険料を記入し、ご署名のうえ**2021年5月28日（金）**までに各支店の総務担当者（カミックスに経由されます）宛にご提出ください。

現在ご加入の方で、今年度加入内容を変更・脱退する場合

- 変更する場合は加入申込票の「継続する（変更あり）」に○をして、変更後の内容を記入し、ご署名のうえ**2021年5月28日（金）**までに各支店の総務担当者（カミックスに経由されます）宛にご提出ください。
（注1）医療保険プラン、がん保険プランで補償内容を拡大するコースに変更される場合は、再度健康状態の告知が必要です。
（注2）加入申込票が複数ある場合、変更がない加入申込票も一緒にご提出ください。



新規にご加入の場合

加入申込票の「1. 新規加入」に○をして、必要事項・健康状態告知^(注)を記入し、ご署名のうえ**2021年5月28日（金）**までに各支店の総務担当者（カミックスに経由されます）宛にご提出ください。

(注) 医療保険プラン、がん保険プランにご加入される方の健康状態告知について
健康状態の告知につきましては、必ず被保険者（補償の対象となる方）ご本人がご回答ください。ただし、被保険者ご本人が15才未満の場合は、親権者の方がご回答ください。

団体医療保険 に加入された被保険者（補償の対象となる方）は、以下のサービスをご利用いただけます。

医療カウンセリングサービス

- セカンドオピニオンのご相談
- 面談専門医のご紹介
- “がん”粒子線治療のご相談

病気のとぎのご相談に専門医・専門スタッフがアドバイス！
病気の早期発見や悩み・不安の解消をサポート！

団体総合生活補償保険
(疾病補償特約・がん補償特約)

万が一の病気のとぎも**医療カウンセリングサービス**で、悩みや不安の解消をお手伝いします。

例えば
セカンドオピニオンを受けたい
面談できる専門医を紹介してほしい
“がん”粒子線治療について知りたい



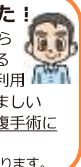
健康安心サポート

- 健康検診サービス（人間ドック施設のご紹介/PET検診施設のご紹介/在宅検診のご紹介）
- 健康・医療ご相談（健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供）
- 介護安心サービス（介護安心相談/介護に関する業者・施設情報のご提供/認知症TESTER（テスター））
- メンタルご相談（メンタルヘルスのご相談）
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談（法律のご相談/税務のご相談）

安心して治療を受けることができました！

胃がんと診断され、主治医より開腹手術をすすめられましたが、身体に負担の少ない腹腔鏡手術があることを知り、「セカンドオピニオンのご相談」を利用しました。病状や部位の関係で開腹手術の方が望ましいとアドバイスを受け、主治医からすすめられた開腹手術に決心がつけました。

(※) 引受保険会社お客さまアンケートより抜粋しております。



団体傷害保険 に加入された被保険者（補償の対象となる方）は、以下のサービスをご利用いただけます。

生活安心サポート

- 健康・医療ご相談（健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供）
- ホームヘルパーサポート（ホームヘルパー業者のご紹介）
- 暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談（法律のご相談/税務のご相談）

※サービスをご利用いただける方は被保険者（補償の対象となる方）となります。
※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。
また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。
※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または「団体総合生活補償保険サービスガイド」でご確認ください。

約款・保険証券交付について

団体総合生活補償保険の「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」、保険証券は保険契約者（株式会社上組）に交付されます。

他の保険契約等に関する告知義務について

他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただかなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

万一、事故が起こった場合の手続きについて

事故が起こった場合には、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

健康状態告知について（医療保険プラン・がん保険プラン）

- ・健康状態告知は加入に際して、被保険者（補償の対象となる方）の健康状態や過去の病歴等について、ありのままを申告していただくものです。
 - ・健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時（注）から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時（注）から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時（注）から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- (注) 継続契約の場合は継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時となります。

始期前発病の取扱いについて（医療保険プラン）（がん保険プラン）

保険期間の開始時（注）より前に発病した病気等（その病気等を原因とする損失損害を含みます）については、保険金をお支払いできません。
※上記の取扱いは、「ご契約時に正しく告知して契約された場合」または「ご契約時に自覚症状がない病気等であっても、それが保険期間の開始時（注）よりも前に被ったものである場合」であっても適用されますのでご注意ください。ただし、保険期間の開始時（注）からその日を含めて365日を経過した後、に病気により入院を開始した等の場合には、保険金をお支払いすることができます。

(注) 継続契約の場合は継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時となります。

がんに関する補償について

<三大疾病診断見舞金（がん）・がん診断保険金・がん入院保険金・がん手術保険金・がん放射線治療保険金・がん退院時一時金・特定がん入院保険金・特定がん手術保険金・特定がん放射線治療保険金・乳房治療見舞金について>

初年度契約の保険期間の開始日より前にかんがんと診断確定された場合またはがんがんと診断確定された時が、初年度契約の保険期間の開始時からその日を含めて90日（待機期間といいます）を経過した日の翌日午前0時より前であった場合は、保険金をお支払いできません。

その他のご注意

健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項（職種・年令・他保険加入状況・保険金請求履歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは、「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

団体医療保険（医療・がん）「加入申込票」記入要領

ご提出
締切日：2021年5月28日(金)

※当加入申込票は、記入例用のものであり、配布されたものと内容が異なる場合があります。

継続・新規加入の方、または加入内容に変更のある方は、「加入申込票」に必要事項を記入し、ご署名（フルネーム）のうえご提出ください。

※現在ご加入の方で脱退をする方は、加入申込票上部左に表示された「継続しない」に○をし、ご署名（フルネーム）のうえご提出ください。

※加入申込票の記入事項(被保険者の満年齢、職業名・職種名、その他の告知事項など)にお間違いがないかご確認ください。他の保険契約等の有無について、正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

ご注意

記入内容を訂正する場合は、**二重線で抹消しフルネームでご署名のうえ正しい内容をご記入ください。**

- 加入申込票に記入した日をご記入ください。
- 氏名をカナ欄にカタカナでご記入のうえ、漢字欄に申込者ご自身でご署名(フルネーム)ください。
・所属名(カタカナ)・所属コード・社員番号をご記入ください。
- 日中、連絡がとれる電話番号をご記入ください。

医療保険プラン
加入の場合

がん保険プラン
加入の場合

被保険者（補償の対象となる方）について下記項目をご記入ください。
・氏名(カナ・漢字)・生年月日(和暦)
・年齢(2021年6月6日時点の満年齢)・性別
・団体との関係

【新規ご加入の方】
セット名欄に加入のタイプ名をご記入ください。
口数欄には1口をご記入ください。
【継続ご加入の方】
前回ご加入内容のうち本年度に該当するセット名を印字しております。変更する際は、二重線で抹消し、ご希望のセット名をご記入ください。

各月払保険料の合計をご記入ください。

被保険者（補償の対象となる方）の健康状態について、別紙「健康状態告知についてのご案内」を参照のうえ、告知欄にご記入ください。

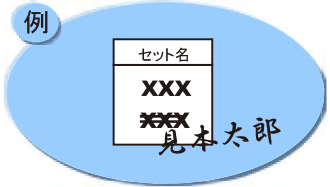
必ずご回答が必要な方
○今回新たに加入する方
○継続して加入する際に、補償項目の追加などの変更をする方
(注) 健康状態に関する告知の対象となる補償項目について、新たな補償を追加する場合、保険金額を増額する場合、保険金支払対象期間を延長する場合、特定疾病等を補償対象外とする条件を変更する場合などが該当します。

- 告知者ご署名欄に被保険者ご自身がフルネームで署名し、告知日をご記入ください。被保険者ご本人が15才未満の場合は、親権者が告知を行ってください。被保険者ご本人が未成年の場合は、親権者をご署名ください。
(署名例)「(被保険者) お子さまの名前 親権者 親権者の名前」
- 質問事項回答欄について
【医療保険プランにご加入の場合】
「質問1、2、3(3は女性の方のみ)」について、回答をご記入ください。
【がん保険プランにご加入の場合】
「質問1」について、回答をご記入ください。
- いずれの質問にも「いいえ」とお答えの場合は無条件(特定の疾病を補償対象外とするなどの条件なし)でご加入いただけます。
※特定疾病等に該当する疾病は**お支払い対象外**となります。

※前年どおりの内容でご継続の場合、健康状態の告知は不要です。

同種の危険を補償する他の保険契約等(被保険者が同一であり、団体総合生活補償保険等の病気に対して保険金が支払われる他の保険契約等を行い、積立保険を含みます。)がありますか。「あり」の場合、被保険者ご本人ごとに「あり」に○をして、加入申込票裏面にその内容をご記入ください。(ご記入のない場合、「なし」と回答したこととなります。)
(注) 他の保険会社等における契約を含み、団体契約、生命保険契約、共済契約を含みます。

《記入内容を変更または訂正する場合》



※当加入申込票は、記入例用のものであり、配布されたものと内容が異なる場合があります。

継続・新規加入の方、または加入内容に変更のある方は、「加入申込票」に必要事項を記入し、ご署名（フルネーム）のうえご提出ください。

※現在ご加入の方で脱退をする方は、加入申込票上部左に表示された「継続しない」に○をし、ご署名（フルネーム）のうえご提出ください。

※加入申込票の記入事項(被保険者の満年齢、職業名・職種名、その他の告知事項など)に、お間違いがないかご確認ください。他の保険契約等の有無について、正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

ご注意

記入内容を訂正する場合は、**二重線で抹消しフルネームでご署名のうえ正しい内容をご記入ください。**

加入申込票に記入した日をご記入ください。

- ・氏名をカナ欄にカタカナでご記入のうえ、漢字欄に申込人ご自身でご署名(フルネーム)ください。
- ・所属名(カタカナ)・所属コード・社員番号をご記入ください。

日中、連絡がとれる電話番号をご記入ください。

家族コース
(傷害+個人賠償タイプ)
加入の場合

職種級別をご記入ください。
(パンフレットP4参照)

払込方法による保険料の合計をご記入ください。

被保険者(補償の対象となる方)について下記項目をご記入ください。

- ・氏名(カナ・漢字)
- ・生年月日(和暦)
- ・年齢(2021年6月6日時点の満年齢)
- ・性別
- ・職業・職種名(カタカナ)
- ・団体との関係

【加入限度口数：5口】

【新規ご加入の方】
セット名欄に加入のタイプ名をご記入ください。口数欄には、希望の口数(5口まで)をご記入ください。

【継続ご加入の方】
前回ご加入内容のうち本年度に該当するセット名・口数を印字しております。変更する際は、二重線で抹消し、ご希望のセット名・口数をご記入ください。

《記入内容を変更または訂正する場合》



同種の危険を補償する他の保険契約等(被保険者が同一であり、タフ・ケガの保険、団体総合生活補償保険、賠償責任保険等の身体のケガまたは損害賠償責任に対して保険金が支払われる他の保険契約等をいい、積立保険を含みます。)がありますか。

「あり」の場合、被保険者ご本人ごとに「あり」に○をして、加入申込票裏面にその内容をご記入ください。(ご記入のない場合、「なし」と回答したこととなります。)

(注)他の保険会社等における契約を含み、団体契約、生命保険契約、共済契約を含みます。

特に重要なお知らせ

株式会社 上組

団体医療保険（団体総合生活補償保険（疾病補償・がん補償特約））

団体傷害保険（団体総合生活補償保険（傷害補償（標準型）特約））

同封のパンフレットとあわせて、必ずご覧ください。

- ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。
- ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

○保険金一覧

団体医療保険（団体総合生活補償保険（疾病補償・がん補償特約））

・・・・・・・・P1～P4

団体傷害保険（団体総合生活補償保険（傷害補償（標準型）特約））

・・・・・・・・P5～P8

○重要事項のご説明（契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明）

団体医療保険（団体総合生活補償保険（疾病補償・がん補償特約））

・・・・・・・・パンフレット裏のQRコードを読み取りご覧ください。

団体傷害保険（団体総合生活補償保険（傷害補償（標準型）特約））

・・・・・・・・パンフレット裏のQRコードを読み取りご覧ください。

○健康状態告知についてのご案内

・・・・・・・・パンフレット裏のQRコードを読み取りご覧ください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

お支払いする保険金のご説明【団体総合生活補償保険】<MS&AD型>

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご参照ください。

疾病に関する補償

■ 疾病補償特約の補償内容

- 被保険者が疾病(病気といひます)を発病し、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術や放射線治療を受けた場合に保険金をお支払いします。
 ※ 入院には美容整形、病気の治療処置を伴わない検査等のための入院を含みません。
- 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。
 (注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいひます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院保険金	発病した病気の治療を目的として入院し、その入院が疾病入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 入院を開始した日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいひます。	疾病入院保険金日額 × 入院日数 ※ 疾病入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1回の入院につき、保険証券記載の疾病入院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※ 退院した日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となり、疾病入院保険金の支払対象期間の起算日は最初の入院の免責期間の満了日の翌日となります。	(1) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に発病した病気については保険金をお支払いできません。※1 (2) 次のいずれかにより発病した病気に対しては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染 ⑥ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の大麻、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 (3) むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3に対しては保険金をお支払いできません。 (4) 次のいずれかによる病気に対しては保険金をお支払いできません。 ① 被保険者が被った精神障害を原因として発病した病気※4 ② 被保険者の妊娠または出産。ただし、異常妊娠、異常分娩または産じよく期の異常を含みません。 (5) 特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなった場合、「特定疾病等対象外特約」がセットされます。この場合、保険証券記載の病気に対しては保険金をお支払いできません。 など ※1 継続契約においては、発病した時が、その病気による入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その病気は、保険期間の開始時以降に発病したものととして保険金お支払いの対象となります。 ※2 テロ行為によって発生した病気に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいひます。 ※4 自動セットされる「特定精神障害補償特約」により、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目(*)中のF00からF09までまたはF20からF99までに該当する精神障害を原因として発病した病気に対しては、保険金お支払いの対象となります。
疾病手術保険金	次のいずれかに該当した場合 ① 疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病手術保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として手術を受けたとき ② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、発病した病気の治療を直接の目的として手術を受けた場合 ※ 手術とは、次の診療行為をいひます。 ① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・ 創傷処理 ・ 皮膚切開術 ・ デブリードマン ・ 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・ 抜歯手術または歯・歯肉の処置に伴う手術その他歯科診療固有の診療行為 ・ 美容整形上の手術 ・ 病気を直接の原因としない不妊手術 ・ 診断、検査(生検、腹腔(⊃)鏡検査等)のための手術 ・ 吸引および穿刺などの処置 ・ 神経ブロック ・ 抜釘術 ・ 屈折異常に対する手術 ② 先進医療(*1)に該当する診療行為(*2) (*1) 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいひます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 (*2) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。	1回の手術について次の額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 疾病入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 疾病入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、病気の治療のために入院している間をいひます。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、①の手術を1回受けたものとします。 ・ 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ・ 一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません(*)。 (*) 体外衝撃波胆石破砕術の例 ○手術 ×手術 ○手術 ▼ ▼ ▼ 10月1日 10月10日 10月25日 ・ 10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。 ・ 10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。	(1) 1回の手術について次の額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 疾病入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 疾病入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、病気の治療のために入院している間をいひます。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術についてのみ保険金をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 疾病入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 疾病入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、病気の治療のために入院している間をいひます。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術についてのみ保険金をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 疾病入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 疾病入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、病気の治療のために入院している間をいひます。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術についてのみ保険金をお支払いします。
放射線治療保険金	次のいずれかに該当した場合 ① 疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病放射線治療保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けたとき ② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、発病した病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けた場合	1回の放射線治療について次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額 × 10 ※ 放射線治療を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、1回の放射線治療に対してのみ保険金を	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	<p>※ 放射線治療とは、次の診療行為をいいます。</p> <p>① 公的医療保険制度において放射線治療料の対象となる診療行為</p> <p>② 先進医療(*)に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為</p> <p>(*) 放射線治療を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。</p>	<p>お支払いします。</p> <p>・ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、2回目以降の放射線治療が保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません。</p>	<p>(*) 分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年度版)準拠」によります。</p>
疾病通院保険金	<p>疾病入院保険金をお支払いする場合において、退院した日の翌日からその日を含めて疾病通院保険金の支払対象期間(180日)内に、その入院の原因となった病気の治療を目的として通院したとき</p> <p>※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。</p>	<p>疾病通院保険金日額 × 通院日数</p> <p>※ 1回の入院につき、通院日数は、通算して保険証券記載の疾病通院保険金の支払限度日数が限度となります。</p> <p>※ 退院した日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となります。</p>	

支払対象期間：疾病入院保険金、疾病通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。

疾病手術保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

疾病放射線治療保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

■ その他の病気に関する特約の補償内容

1. 被保険者が病気を発病した場合に保険金をお支払いします。
2. 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
疾病退院時一時金補償特約	疾病退院時一時金	<p>発病した病気の治療のため、入院し、次のいずれかに該当した場合</p> <p>① 14日以上継続して入院した後、生存して退院した場合</p> <p>② 入院している日数が365日を超えた場合</p>	<p>疾病退院時一時金額の全額</p> <p>※ 1回の入院につき、1回のお支払いに限ります。</p> <p>※ 退院した日からその日を含めて180日以内に再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となります。</p>	<p>疾病補償特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ</p>
三大疾病診断見舞金補償特約	三大疾病診断見舞金	<p>被保険者が、がん、急性心筋梗塞、脳卒中により、次のいずれかに該当した場合</p> <p>① 保険期間中に医師によりがんと診断確定された場合</p> <p>② 保険期間中に急性心筋梗塞の発病により、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合</p> <p>③ 保険期間中に脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞)の発病により、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断された場合</p>	<p>三大疾病診断保険金額の全額</p> <p>※ がん・急性心筋梗塞・脳卒中による保険金のお支払いは保険期間を通じてそれぞれ1回に限ります。ただし、継続契約である場合、急性心筋梗塞・脳卒中による保険金のお支払いは初年度契約の始期日から通算してそれぞれ1回に限ります。</p>	<p>(1) 疾病補償特約の「保険金をお支払いできない主な場合」(2)～(5)と同じ。ただし、「特定精神障害補償特約」は適用されません。</p> <p>(2) 上記(1)のほか、次のいずれかの場合も保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前にがんと診断確定された場合</p> <p>② 三大疾病診断見舞金が支払われるがんの診断確定された最終の日からその日を含めて2年以内に再びがんが診断確定された場合</p> <p>③ 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に急性心筋梗塞または脳卒中を発病した場合など</p>

がんに関する補償

■ がん補償特約の補償内容

1. 被保険者ががんと診断確定され、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術や放射線治療を受けた場合などに保険金をお支払いします。

※ がんとは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中「悪性新生物」、「上皮内新生物」、「真正赤血球増加症<多血症>」、「骨髓異形成症候群」、「慢性骨髓増殖性疾患」および「本態性(出血性)血小板血症」に分類されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。

2. 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。

(注) 「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
がん入院 保険金	<p>がんと診断確定され、そのがんの治療を目的として保険期間中に入院を開始し、その入院ががん入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合</p> <p>※ 入院を開始した日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。</p>	<p>がん入院 保険金日額 × 入院日数</p> <p>※ がん入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めてがん入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とします。</p> <p>※ 退院した日からその日を含めて180日以内に入院の原因となったがんと医学上重要な関係があると診断され再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となり、がん入院保険金支払対象期間の起算日は最初の入院の免責期間の満了日の翌日となります。</p>	<p>(1) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に診断確定されたがんについては、保険金をお支払いできません。※</p> <p>(2) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前にながんと診断確定された場合については、保険金をお支払いできません。※</p> <p>など</p>
がん手術 保険金	<p>がんと診断確定され、次のいずれかに該当した場合</p> <p>① がん入院保険金をお支払いする場合に、被保険者ががん手術保険金支払対象期間内に病院または診療所において、そのがんの治療を直接の目的として約款所定の手術を受けたとき</p> <p>② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、がんの治療を直接の目的として約款所定の手術を受けた場合</p>	<p>1 回の手術について次の額をお支払いします。</p> <p>① 入院中に受けた手術</p> <p>がん入院保険金日額 × 10</p> <p>② 上記①以外の手術</p> <p>がん入院保険金日額 × 5</p> <p>※ 入院中とは、がんの治療のために入院している間をいいます。</p> <p>※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 	<p>※ 継続契約においては、がんと診断確定された時が、そのがんによる入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、そのがんは、保険期間の開始時からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時以降に診断確定されたものとして保険金をお支払いの対象となります。</p>
がん放射 線治療 保険金	<p>がんと診断確定され、次のいずれかに該当した場合</p> <p>① がん入院保険金をお支払いする場合に、被保険者ががん放射線治療保険金支払対象期間内に病院または診療所において、そのがんの治療を直接の目的として約款所定の放射線治療を受けたとき</p> <p>② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、がんの治療を直接の目的として約款所定の放射線治療を受けた場合</p>	<p>1 回の放射線治療について次の額をお支払いします。</p> <p>がん入院保険金日額 × 10</p> <p>※ 放射線治療を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、1つの放射線治療に対してのみ保険金をお支払いします。 保険金お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、2回目以降の放射線治療が保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません。 	

支払対象期間：がん入院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間をいい、この期間内の入院についてのみ保険金をお支払いします。

がん手術保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「がん入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

がん放射線治療保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「がん入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

■その他のがんに関する特約の補償内容

1. 被保険者ががんと診断確定された場合に保険金をお支払いします。
2. 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
がん診断 保険金 補償特約	がん診断 保険金	<p>次のいずれかに該当した場合</p> <p>① 初めてがんと診断確定された場合</p> <p>② 原発がんを治療したことにより、がんが認められない状態になり、その後初めてがんが再発したと診断確定された場合</p> <p>③ 原発がんが他の臓器に転移したと診断確定された場合。ただし、転移する以前にその臓器に既にがんが発生していた場合を含みません。</p> <p>④ 原発がんとは別に、新たながんが発生したと診断確定された場合</p> <p>※ 原発がんとは、既に診断確定されたがんをいいます。</p>	<p>がんの種類により、次の額をお支払いします。</p> <p>① 約款所定の「上皮内新生物」に罹患した場合</p> <p>がん診断 保険金額 × 保険証券記載 の上皮内新生物 支払割合(100%)</p> <p>② 上記①以外の約款所定のがん(悪性新生物)に罹患した場合</p> <p>がん診断保険金額の全額</p> <p>※ 保険期間を通じ、①と②それぞれ1回のお支払いに限ります。</p>	<p>(1) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)からその日を含めて90日を経過した日の翌日午前0時より前にながんと診断確定された場合については保険金をお支払いできません。</p> <p>(2) がんと診断確定された日からその日を含めて2年以内に「悪性新生物」または「上皮内新生物」によるがん診断保険金のお支払い対象に該当した場合については保険金をお支払いできません。ただし、2年経過日の翌日以後に入院を開始または治療を継続されている場合には保険金をお支払いします。</p> <p>など</p>
がん退院 時一時金 補償特約	がん退院 時一時金	<p>がんと診断確定され、そのがんの治療を目的として入院し、次のいずれかに該当した場合</p> <p>① 14日以上継続して入院した後、</p>	<p>がん退院時一時金額の全額</p> <p>※ 1回の入院につき、1回のお支払いに限ります。</p>	<p>がん補償特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ</p>

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		生存して退院した場合 ②入院している日数が365日を超えた場合	※ 保険金お支払いの対象となる入院が終了した日からその日を含めて180日以内に入院の原因となったがんと医学上重要な関係があると診断され再入院した場合は、前の入院とあわせて1回の入院となります。	
女性特定がん補償特約	特定がん入院保険金	約款所定の特定がんを発病し、がんと診断確定されそのがんの治療を目的として入院した場合 ※ 約款所定の特定がんとは、女性の乳房、子宮、胎盤、卵巣等のがんをいいます。	特定がん入院保険金日額 × 入院日数 ※ がん入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めてがん入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とします。 ※ 特定がん以外の原因で入院中に特定がんの治療を開始した場合は、特定がんの治療を開始した日以降の入院日数を対象とします。	がん補償特約の「保険金をお支払いできない主な場合」と同じ
	特定がん手術保険金	がん手術保険金をお支払いする場合で、次のいずれかに該当したとき ①特定がん入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が特定がん手術保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その特定がんの治療を直接の目的として約款所定の手術を受けたとき ②上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、特定がんの治療を直接の目的として約款所定の手術を受けたとき ※ 約款所定の手術とは、次の手術をいいます。 ①悪性新生物根治手術(*1) ②その他の悪性新生物手術(*2) (*1) 悪性新生物根治手術とは、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘除、摘出し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をい、ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術および吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは含みません。転移・再発病巣のみを切除、摘除、摘出したり、また、転移・再発病巣とその周辺部分のみをあわせて切除、摘除、摘出する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。 (*2) その他の悪性新生物手術には、吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは含みません。	1回の手術について次の額をお支払いします。 ①入院中に受けた手術 特定がん入院保険金日額 × 10 ②上記①以外の手術 特定がん入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、特定がんの治療のために入院している間をいいます。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1つの手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、①の手術を1回受けたものとします。 ・ 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ※ その他の悪性新生物手術を受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	
	特定がん放射線治療保険金	次のいずれかに該当した場合 ①特定がん入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が特定がん放射線治療保険金支払対象期間内に病院または診療所において、特定がんの治療を直接の目的として約款所定の放射線治療を受けた場合 ②上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、約款所定の特定がんの治療を直接の目的として約款所定の放射線治療を受けた場合 ※ 約款所定の放射線治療とは、次の手術をいいます。 ①悪性新生物根治放射線照射 ②悪性新生物温熱療法	1回の放射線治療について次の額をお支払いします。 特定がん入院保険金日額 × 10 ※ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、1回の放射線治療に対してのみ保険金をお支払いします。 ※ 施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	
乳房治療見舞金	被保険者が約款所定の乳房切断術を受けた場合	1乳房について次の額をお支払いします。 乳房治療見舞金額の全額 ※ 1乳房につき、1回のお支払いに限ります。		

特定がん手術保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「がん入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

特定がん放射線治療保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「がん入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】〈傷害補償(標準型)〉

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご参照ください。

ケガに関する補償

■被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、被保険者の範囲に関する特約(「夫婦型への変更に関する特約」または「家族型への変更に関する特約」をいいます)のセット有無により次の表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、ケガの原因となった事故が発生した時におけるものをいいます。

セットされる特約	補償の対象となる方		
	ご本人※1	配偶者※2	親族
①被保険者の範囲に関する特約がセットされない場合	○	—	—
②「夫婦型への変更に関する特約」がセットされる場合	○	○	—
③「家族型への変更に関する特約」がセットされる場合	○	○	○※3

※1 保険証券記載の被保険者をいいます。

※2 ご本人の配偶者※4をいいます。

※3 ご本人またはその配偶者※4の「同居の親族※5」または「別居の未婚※6の子」をいいます。

※4 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

※5 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※6 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

■傷害補償(標準型)特約の補償内容

1. 被保険者が被った次の傷害(「ケガ」といいます)に対して保険金をお支払いします。

①「交通事故危険のみ補償特約」をセットしない場合	急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ
②「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合	次のいずれかのケガ a. 運行中の交通乗用具に搭乗していない被保険者が、運行中の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等の交通事故によって被ったケガ b. 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内に搭乗している被保険者または乗客として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内(改札口の内側)にいる被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ c. 道路通行中の被保険者が、作業機械としてのみ使用している工作用自動車との衝突、接触等または作業機械としてのみ使用している工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故によって被ったケガ d. 交通乗用具の火災によって被ったケガ ※交通乗用具とは、電車、自動車、原動機付自転車、自転車、航空機、船舶などをいいます。

※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

2. 傷害補償(標準型)特約の補償内容は次のとおりです。

(注)既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

(注)「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	(1)次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者※1、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦被保険者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) ※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合	傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	<p>※ 事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の免責期間が満了するまでの期間をいいます。</p>	<p>※ 入院日数には、傷害入院保険金の免責期間の満了日以前の入院日数を含みません。</p>	<p>⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 (2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ①むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3 ②細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 など ※1 被保険者の範囲に関する特約がセットされない場合に限りです。 ※2 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (3) 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ○「交通事故危険のみ補償特約」をセットしない場合</p>
<p>傷害手術保険金</p>	<p>事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合</p> <p>※ 手術とは、次の診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術 ・歯科診療固有の診療行為 ②先進医療(*1)に該当する診療行為(*2) (*1) 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 (*2) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます。</p>	<p>①入院中に受けた手術 傷害入院保険金日額 × 10</p> <p>②上記①以外の手術 傷害入院保険金日額 × 5</p> <p>※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※ 1事故につき、1回の手術に限り。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとして扱います。 ※ 傷害入院保険金の免責期間の満了日の翌日以降の手術が対象となります。</p>	<p>①被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)をしている間 (ウ. に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等(*2)をしている間」を除きます) イ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うことを目的とする場所において、競技等(*2)に準ずる方法・態様により、乗用具(*1)を使用している間 (ウ. に該当しない「道路上で競技等(*2)に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます) ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等(*2)をしている間または競技等(*2)に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間 ②被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます)をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングを含みません)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ③被保険者の範囲に関する特約がセットされた場合は、被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 など (*1) 乗用具とは、自動車等またはモーターボート等をいいます。 (*2) 競技等とは、競技、競争、興行(これらのための練習を含みます)または試運転(性能試験を目的とする運転もしくは操縦)をいいます。 ○「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合 ①被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア. 交通乗用具を用いて競技等(*)をしている間 (ウ. に該当しない「交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を用いて道路上で競技等(*)をしている間」を除きます) イ. 交通乗用具を用いて競技等(*)を行うことを目的とする場所において、競技等(*)に準ずる方法・態様により、交通乗用具を使用している間 (ウ. に該当しない「道路上で競技等(*)に準ずる方法・態様により、交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間」を除きます)</p>
<p>傷害通院保険金</p>	<p>事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券記載の傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院した場合</p> <p>※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。 ※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。</p>	<p>傷害通院保険金日額 × 通院日数</p> <p>※ 事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度となります。 ※ 通院日数には、傷害通院保険金の免責期間の満了日以前の通院日数を含みません。 ※ 通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギブス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。</p>	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を用いて競技等(*)をしている間または競技等(*)に準ずる方法・態様により交通乗用具のうち軌道を有しない陸上の乗用具を使用している間 ②船舶に搭乗することを職務とする被保険者(養成所の職員・生徒である場合を含みます)が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ③「航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機」以外の航空機を被保険者が操縦している間の事故またはその航空機に搭乗することを職務とする被保険者が職務上搭乗している間の事故 ④被保険者が、グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに搭乗している間の事故 ⑤被保険者が職務として、荷物などの交通乗用具への積み込み作業、交通乗用具からの積卸し作業、または交通乗用具上での整理作業をしている間の、その作業に直接起因する事故 ⑥被保険者が職務として、交通乗用具の修理、点検、整備または清掃の作業をしている間の、その作業に直接起因する事故 など (*) 競技等とは、競技、競争、興行(これらのための練習を含みます)、訓練(自動車等の運転資格を取得するための訓練を含みません)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦)をいいます。

■ その他の費用等に関する特約の補償内容 <相手に対する補償に関するもの>

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
- 被保険者は下表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。また、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

特約	被保険者	ご本人※1	ご本人の配偶者※2	親族※3
日常生活賠償特約		○	○	○

※1 保険証券に被保険者として記載された方をいいます。

※2 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

※3 ご本人またはその配偶者の「同居の親族※4」または「別居の未婚※5の子」をいいます。

※4 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※5 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
日常生活賠償特約 補償重複	日常生活賠償保険	「日本国内外において発生した次の①または②の事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」、または「日本国内において発生した次の①または②の事故により、被保険者が電車等(*)の運行不能について法律上の損害賠償責任を	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 + 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 - 免責金額(*) (0円) 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または法定代理人の故意 ② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤ 上記④以外の放射線照射または放

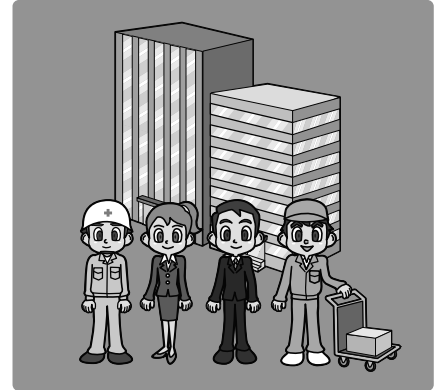
(*) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		<p>負担することによって損害を被った場合」</p> <p>①被保険者ご本人の居住する住宅(敷地内の動産および不動産を含みます)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>②日常生活に起因する偶然な事故</p> <p>(*)電車等とは、自動車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバスをいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等の遊戯施設、座席装置のないリフト等は含みません。</p> <p>※住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みません。</p>	<p>損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p> <p>※1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。</p> <p>※上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。</p> <p>※事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、次のいずれかの場合は、引受保険会社による示談交渉はできません。</p> <p>①被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合</p> <p>②損害賠償請求権者が、引受保険会社と直接、折衝することに同意しない場合</p> <p>③正当な理由がなく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合</p> <p>④日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合</p> <p>※被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。</p> <p>※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、損害の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 <p>(*1)支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(*2)損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	<p>射能汚染</p> <p>(2)次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>②被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>③被保険者と同居する親族※2に対する損害賠償責任</p> <p>④被保険者の使用人が被保険者の業務等に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。</p> <p>⑤被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任</p> <p>⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任※3</p> <p>⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧被保険者による暴行等または被保険者の指図による暴行等に起因する損害賠償責任</p> <p>⑨航空機、船舶・車両(原動力が専ら人力であるものおよびゴルフカート等を除きます)、銃器(空気銃を除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>⑩罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任</p> <p>など</p> <p>※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。</p> <p>※3 レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りたり預かった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。</p>

あいおいニッセイ同和損保



団体総合生活補償保険 サービスのご案内



ご利用にあたっては、ご契約の団体名、被保険者のお名前、ご加入の保険商品名の他、サービスご利用番号が必要となります。
なお、サービス専用ダイヤル、サービスご利用番号はご加入後に交付される「加入者証」に記載されています。

傷害補償特約 セットの方はこちら

疾病補償特約
がん補償特約
親介護一時金支払特約
親の介護による休業補償特約
セットの方はこちら

傷害補償特約をセットされた方は、下記のサービスをご利用いただけます。

ご利用いただける方 傷害補償特約をセットされたご契約に加入されている被保険者(補償の対象となる方)となります。

生活安心サポート

ご利用日・ご利用時間

健康・医療 ご相談

24時間 365日
※業に関するご相談
平日 9～17時
(土日祝日、12/29～1/5を除きます)

健康・医療のご相談 ケガ・病気や健康状態に関するご相談、お薬に関するご相談に専門スタッフが電話でアドバイス
ケガや病気に関するご説明や治療方法に関する一般的なこと、日常生活における身体の不調や健康維持・増進に関すること、お薬に関するご相談に、看護師や薬剤師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。
(注)緊急の場合や診断・治療に関することなど、ご相談内容によってはアドバイスできない場合があります。

病院情報のご提供 いつでもどこでもお探しの診療科目のある医療機関など全国各地の病院等の情報をご提供
近所にお探しの診療科が見つからないとき、病院を探すことになったときなど、全国各地の病院等の情報をご提供します。
(注)このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はありません。

夜間休日医療機関情報のご提供 夜間でも休日でも診療可能な全国各地の医療機関の情報をご提供
夜中の急な発熱や休日の体調不良など、夜間はもちろん休日にも診療可能な全国各地の医療機関の情報をご提供します。
(注)このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はありません。

ホームヘルパーサポート

平日9～17時
(土日祝日、12/29～1/5を除きます)

ホームヘルパー業者のご紹介 家事を代行するホームヘルパーの派遣業者をご紹介します
シニアの方や、ケガなどでお困りのご家族をサポートするホームヘルパーの派遣業者をご紹介します。
(注1)ホームヘルパーの費用等は、ご利用いただく方の自己負担になります。
(注2)一部離島や年末年始など、地域や時期によってはご紹介できない場合があります。

暮らしのトラブル (法律)・税務 ご相談

平日13～17時
(土日祝日、12/29～1/5を除きます)

法律のご相談 日常生活における法的な疑問に、弁護士が電話でアドバイス
相続時のトラブルなど、日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。
(注1)一般的なご質問については、専門のスタッフが応える場合があります。
(注2)既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。

税務のご相談 日常生活における税務のご相談に、税理士が電話でアドバイス
医療費控除など、日常生活における税務のご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。
(注)一般的なご質問については、専門のスタッフが応える場合があります。

<ご注意> 保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。サービス内容によりご利用日ご相談等に必要情報を当社に開示することがあります。サービスの内容やご利用いただけない場合等の詳細につきましては、裏面記載の「団体総合生活補償保険サービスご利用※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。

疾病補償特約、がん補償特約、親介護一時金支払特約または親の介護による休業補償特約をセットされた方は、下記のサービスをご利用いただけます。

ご利用いただける方

疾病補償特約、がん補償特約、親介護一時金支払特約または親の介護による休業補償特約をセットされたご契約に加入されている被保険者(補償の対象となる方)となります。ただし、親介護一時金支払特約をセットされた場合、介護安心サービスについては被保険者および親介護一時金支払特約の特約被保険者となります。

医療カウンセリングサービス

ご利用日・ご利用時間

セカンドオピニオンのご相談

平日 9~17時
(土日祝日、12/29~1/5を除きます)

セカンドオピニオン※のご相談に専門医が電話でアドバイス

※診断や治療方針について、「主治医以外の別の医師の意見を聞く」ことです(第二の意見)。

専門医とのご相談は、お客さま・専門医・看護師等の専門スタッフとのトリオフォン(三者間通話)で行いますので、専門用語などご不明なこともその場で確認できます。

(注1) このサービスは医師の診断を受けていることがご利用の条件となります。

(注2) 緊急の場合やご相談内容によってはアドバイスできない場合があります。

(例) 明らかに軽い症状、医師の診断が行われていない場合、ご相談に必要な情報が不十分な場合、現在のかかりつけ医に不満がある場合など

面談専門医のご紹介

平日 9~17時
(土日祝日、12/29~1/5を除きます)

がんや高血圧など、専門性の高い疾患の治療について、面談できる専門医をご紹介します

専門医とのご相談を希望される方に当社が提携している面談可能な専門医をご紹介します。面談の結果、お客さまの居住地、ご相談内容にあった他の専門医・医療機関をご紹介します場合があります。

(注1) 専門医による診断・治療・検査、交通費、紹介状発行等の費用は、サービスをご利用いただく方の自己負担になります。

(注2) 緊急の場合やご相談内容によってはご紹介できない場合があります。

(例) 明らかに軽い症状、現在のかかりつけ医に不満がある場合など

(注3) 対応地域が限られます。一7大都市(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡)一

“がん”粒子線治療のご相談

平日 9~17時
(土日祝日、12/29~1/5を除きます)

“がん”粒子線治療のご相談に専門スタッフが電話でアドバイス

最先端の放射線治療である粒子線治療に関する看護師等の専門スタッフによるアドバイスや、粒子線治療を実施する医療機関の情報をご提供します。

(注) 緊急の場合やご相談内容によってはアドバイスできない場合があります。

健康安心サポート

ご利用日・ご利用時間

健康検診サービス

平日 9~17時
(土日祝日、12/29~1/5を除きます)

人間ドック施設のご紹介

病気の早期発見のために、最寄りの提携人間ドック施設をご紹介します。**優待**

(注) 地域によってはご紹介できない場合があります。

PET検診施設のご紹介

がんの早期発見に有効な最新の診断装置PETで検診を行う施設をご紹介します。**優待**

(注) 地域によってはご紹介できない場合があります。

在宅検診のご紹介

お忙しい方に郵送にてご自宅で手軽に受けられる検診業者をご紹介します。**優待**

メンタルご相談

平日 9~17時
(土日祝日、12/29~1/5を除きます)

メンタルヘルスのご相談

人間関係、家庭問題、職場の悩み、漠然とした不安感などの“こころの悩み”に、臨床心理士等の専門スタッフが電話でアドバイスします。

(注) 治療に関するご相談はお受けできません。

健康・医療ご相談

24時間 365日
※業に関するご相談
平日 9~17時
(土日祝日、12/29~1/5を除きます)

健康・医療のご相談

日常生活における身体の不調や健康維持・増進に関すること、病気に関するご説明や治療方法に関する一般的なこと、お薬に関するご相談などに、看護師や薬剤師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。

(注) 緊急の場合や診断・治療に関することなど、ご相談内容によってはアドバイスできない場合があります。

病院情報のご提供

近所にお探しの診療科が見つからないとき、病院を探すことになったときなど、全国各地の病院等の情報をご提供します。

(注) このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。

夜間休日医療機関情報のご提供

夜中の急な発熱や休日の体調不良など、夜間はもちろん休日に診療可能な全国各地の医療機関の情報をご提供します。

(注) このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等は行いません。

暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談

平日 13~17時
(土日祝日、12/29~1/5を除きます)

法律のご相談

相続時のトラブルなど、日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。

※一般的なご質問については、専門のスタッフが応える場合があります。

(注) 既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。

税務のご相談

医療費控除など、日常生活における税務のご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。

※一般的なご質問については、専門のスタッフが応える場合があります。

介護安心サービス

介護安心相談

24時間 365日

※一部の専門スタッフによる相談および社会福祉士等のご紹介月~木10~15時(金土日祝日、12/29~1/5を除きます)

介護に関する一般的なご相談や、介護者の悩みのご相談に、経験豊富な専門スタッフが電話でアドバイスします。また、ご希望により面談できる社会福祉士等をご紹介します。

(注) 社会福祉士等のご紹介は対応地域に限られます。社会福祉士等の面談は始期日から3回まで無料とします(予約制)。交通費等の費用は、サービスをご利用いただく方の自己負担になります。

介護に関する業者・施設情報のご提供

平日 9~17時
(土日祝日、12/29~1/5を除きます)

介護に関する提携業者や、介護保険施設・有料老人ホームなどの介護施設の情報をご提供します。

認知症TESTER(テスター)

24時間 365日

電話で WEBで

電話やWebで約20問の簡単な質問に答えるだけで、自宅でできる認知症チェックサービスをご提供します。

Webでのご利用は、下記URLにアクセスして、ユーザー名欄・パスワード欄ともにサービスご利用番号を入力してご利用ください。
https://www.dsn.co.jp/dementia_tester/aioinissaydowa/

スマートフォンは、こちらのQRコードからもアクセスできます。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



※電話でのご利用は自動音声応答(IVR)となります。
※Webでのサービスは端末によってはご利用できない場合があります。

優待 提携先の医療機関および業者における各種検診、各種サービスの費用は、サービスをご利用いただく方の自己負担となりますが、優待料金にてご利用いただける場合があります。

・ご利用時間が異なります。サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。提携サービス会社は、各種サービスのご利用にあたって取得した個人情報および規約」でご確認ください。

団体総合生活補償保険サービスご利用規約

第1条[規約の目的等]

- (1)この規約は、第2条[サービス提供対象契約]に定める当社の保険契約に対して日本国内で提供する団体総合生活補償保険サービス(以下「サービス」といいます。)の事項を定めたものです。
- (2)利用対象者(第3条[利用対象者]に定める利用対象者をいいます。)は、この規約を承認のうえ、サービスの提供を受けることができます。
- (3)このサービスは、当社が委託する提携サービス会社が、この規約に従い提供します。

第2条[サービス提供対象契約]

当社は、団体総合生活補償保険契約をサービス提供対象契約とします。
ただし、サービス提供時にサービス利用対象者であることを提携サービス会社にて確認できない契約(準記名式契約特約セット契約、共同保険非幹事契約等)は提供対象契約となりません。

第3条[利用対象者]

利用対象者は、サービス提供対象契約の被保険者となります。ただし、親介護一時金支払特約セットの場合、第5条[サービスの内容]③c.介護安心サービスについてはサービス提供対象契約の被保険者および親介護一時金支払特約の特約被保険者となります。

第4条[利用番号の管理]

- (1)利用対象者は、加入者証交付時に付与された利用番号の管理・使用について責任を負うものとし、第三者に利用番号を使用させてはなりません。
- (2)当社は、利用番号が第三者に使用されたことにより利用対象者が損害を被った場合、責任を負わないものとします。

第5条[サービスの内容]

この規約により提供するサービス内容は、以下の①から③のとおりとします。ただし、提供するサービスは、セットされる特約により次のとおりとします。

セットされる特約	提供するサービス
傷害補償特約	①生活安心サポート
疾病補償特約、がん補償特約、親介護一時金支払特約または親の介護による休業補償特約	②医療カウンセリングサービス ③健康安心サポート

①生活安心サポート(傷害補償特約セット契約)

a.健康・医療ご相談

提供サービス	内 容
健康・医療のご相談	健康や医療に関する相談、薬に関する相談に専門スタッフが電話でアドバイスします。 ※緊急の場合や診断・治療に関する事など、相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
病院情報のご提供	全国各地の病院等の情報を提供します。 ※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等を行いません。
夜間休日医療機関情報のご提供	全国各地の夜間休日医療機関の情報を提供します。 ※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等を行いません。

b.ホームヘルパーサポート

提供サービス	内 容
ホームヘルパー業者のご紹介	ホームヘルパー業者を紹介いたします。 ※ホームヘルパーの費用等は、サービス利用者の自己負担になります。 ※地域や時期によっては紹介できない場合があります。

c.暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談

提供サービス	内 容
法律のご相談	日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談を利用いただけます(予約制)。 ※一般的な質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。 ※保険金請求にかかわる事故等の相談は対象となりません。 ※既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等の相談は対象となりません。
税務のご相談	日常生活における税務の相談に、税理士による電話相談を利用いただけます(予約制)。 ※一般的な質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。

②医療カウンセリングサービス(疾病補償特約、がん補償特約、親介護一時金支払特約または親の介護による休業補償特約セット契約)

提供サービス	内 容
セカンドオピニオンのご相談	セカンドオピニオンの相談に、専門医が電話でアドバイスします。 ※このサービスは医師の診断を受けていることが利用の条件となります。 ※緊急の場合や相談内容によってはアドバイスできない場合があります。

提供サービス	内 容
面談専門医のご紹介	専門性の高い疾患に対する治療について、面談できる専門医を紹介いたします。 ※面談の結果、サービス利用者の居住地、相談内容にあった他の専門医・医療機関を紹介する場合があります。 ※専門医による診断・治療・検査、交通費、紹介状発行等の費用は、サービス利用者の自己負担になります。 ※緊急の場合や相談内容によっては紹介できない場合があります。 ※対応地域が限られます。
"がん"粒子線治療のご相談	"がん"粒子線治療の相談に専門スタッフ(看護師等)が電話でアドバイスします。 ※緊急の場合や相談内容によってはアドバイスできない場合があります。

③健康安心サポート(疾病補償特約、がん補償特約、親介護一時金支払特約または親の介護による休業補償特約セット契約)

a.健康検診サービス

提供サービス	内 容
人間ドック施設のご紹介	最寄り人間ドック施設を紹介いたします。 ※地域によっては紹介できない場合があります。 ※身体の状態によっては受診できない場合があります。 ※提携先の医療機関における各種検診の費用は、サービス利用者の自己負担になります。
PET検診施設のご紹介	小さながんを発見できる最新の診断装置PET(Positron Emission Tomography=陽電子放射断層撮影)で検診を行う施設を紹介いたします。 ※地域によっては紹介できない場合があります。 ※身体の状態によっては受診できない場合があります。 ※提携先の医療機関における各種検診の費用は、サービス利用者の自己負担になります。
在宅検診のご紹介	郵送にて自宅へ受けられる検診業者を紹介いたします。 ※検査料金等は、サービス利用者の自己負担になります。

b.健康・医療ご相談

提供サービス	内 容
健康・医療のご相談	健康や医療、病気に関する相談、薬に関する相談に専門スタッフが電話でアドバイスします。 ※緊急の場合や診断・治療に関する事など、相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
病院情報のご提供	全国各地の病院等の情報を提供します。 ※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等を行いません。
夜間休日医療機関情報のご提供	全国各地の夜間休日医療機関の情報を提供します。 ※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等を行いません。

c.介護安心サービス

提供サービス	内 容
介護安心相談	介護に関する悩みに専門スタッフが電話でアドバイスします。ご希望により面談できる社会福祉士等を紹介いたします。 ※社会福祉士等の紹介は対応地域が限られます。 ※社会福祉士等の面談は始期日から3回まで無料とします。 ※交通費等の費用はサービス利用者の自己負担になります。
介護に関する業者・施設情報のご提供	介護に関する提携業者や介護施設の情報を提供します。
認知症TESTER(テスター)	電話やWebで、認知機能障害の疑いの有無を簡易チェックします。 ※電話での利用は自動音声応答(IVR)となります。 ※Webでのサービスは端末によっては利用できない場合があります。

d.メンタルご相談

提供サービス	内 容
メンタルヘルスのご相談	"こころの悩み"に臨床心理士等の専門スタッフが電話でアドバイスします。 ※治療に関する相談はお受けできません。

e.暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談

提供サービス	内 容
法律のご相談	日常生活における法的な疑問について、弁護士による電話相談を利用いただけます(予約制)。 ※一般的な質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。 ※保険金請求にかかわる事故等の相談は対象となりません。 ※既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等の相談は対象となりません。
税務のご相談	日常生活における税務の相談に、税理士による電話相談を利用いただけます(予約制)。 ※一般的な質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。

第6条[サービス提供を行わない場合]

提携サービス会社は、次の①から⑨のいずれかに該当する場合(該当するおそれのある場合も含みます。)は、サービスの提供を行いません。

- ①公序良俗に反する行為
- ②法令に違反する行為
- ③第三者(当社を含みます。)に不利益を与える行為(誹謗・中傷する行為、名誉・信用を傷つける行為の他、迷惑行為を含みます。)
- ④当社または提携サービス会社の運営を妨害する行為
- ⑤第三者になりすましてサービスを利用する行為
- ⑥営利を目的(商業目的)としてこのサービスを利用する行為
- ⑦提携サービス会社が、利用対象者の利用頻度が著しく高いまたは意図的な利用と判断した場合
- ⑧利用対象者が、サービス提供のために必要な情報を提供しない場合
- ⑨保険金請求にかかわる事故等の相談その他当社または提携サービス会社が不適切と判断した場合

第7条[サービス提供時の責任]

- (1)このサービスは、利用対象者自らの責任において利用するものとします。万一、このサービスの利用によって発生した損害については、当社は責任を負いません。
- (2)利用対象者自身が、第三者(当社を含みます。)に対して損害を与えた場合は、自らの責任と費用により対応するものとします。

第8条[サービスの変更・中止・終了]

- (1)このサービスは、当社ホームページ等での告知または事前の通知により、変更・中止・終了することがあります。
- (2)当社は、次の①から③のいずれかに該当する場合は、告知または事前に通知することなくサービスを変更・中止・終了することがあります。
 - ①天災等により、サービスの提供ができないと当社が判断した場合
 - ②当社の営業上、技術上の事情により、サービスの全部または一部を変更・中止・終了せざるを得なくなった場合
 - ③不測の事態により、当社または提携サービス会社がサービスの提供が困難と判断した場合
- (3)利用対象者の保険契約が解約・解除・失効・終了したときは、それ以降はサービスの提供を行いません。

第9条[個人情報の取扱い等]

- (1)利用対象者は、保険証券・加入者証の記載事項およびサービス提供のために必要とされる情報が、提携サービス会社に登録されることに同意するものとします。
- (2)提携サービス会社は、聞き間違い等により利用対象者または利用者に迷惑をおかけすること等を防止するため、通話内容を記録および録音することがあります。また、記録または録音内容を当社に開示することがあります。

附則 この規約は平成29年10月1日現在のものです。

認知症TESTER(テスター)は、ダイヤル・サービス(株)が、近藤智善医師監修のもと和歌山県立医科大学附属病院認知症疾患医療センターとの協力により完成したわが国で初の「非対面」型のチェックシステムです。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

互いに支らない保険。




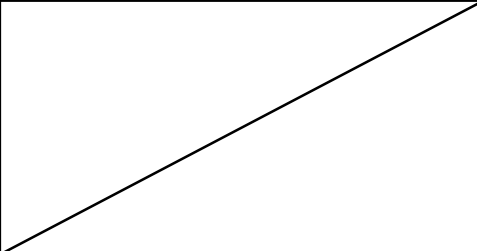
MS&AD INSURANCE GROUP

本社 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

(2017年6月承認) GN17D010141

A series of 20 horizontal dotted lines spanning the width of the page, intended for handwriting practice.

下記の二次元コードより「重要事項のご説明」「健康状態告知についてのご案内」を読み込み、ご確認ください。二次元コードからご確認ください場合は取扱代理店または引受保険会社まで、ご請求ください。

	重要事項のご説明	健康状態告知についてのご案内
団体医療保険 (医療・がん)	 https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_dsmsad2008.pdf	 https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/hc_dsmsadn2008.pdf
団体傷害保険	 https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_dshyou2008.pdf	

内容に関するお問い合わせはお気軽にどうぞ！

取扱代理店

株式会社 カミックス

〒651-0083

神戸市中央区浜辺通4-1-11

TEL 078-271-5206



引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

東京企業営業第一部 神戸企業室

〒650-0037 神戸市中央区明石町19

TEL 078-391-7112

※おかけ間違いにご注意ください